益田市職員措置請求に関する監査結果

(国営土地改良事業分担金時効消滅の件)

第1 監査の請求

- 請求人の住所・氏名
 省略
- 2 請求の提出日平成31年4月26日

第2 請求の内容

請求人提出の職員措置請求書(住民監査請求書)の内容は、次のとおり解する。

1 請求の要旨

請求人は、平成31年4月、広報とともに各個配布された"《お詫び》国営土地改良事業分担金の消滅時効について"により、時効債権が約9,900万円あることを知った。これは、地方自治法において、職務専念義務がありながら、職務怠慢、懈怠、職務不履行等による重大な過失によるものである。

2 請求の理由

- (1) 市長は、長の責任を十二分に果たさなかったため、多額の国営土地改良 事業分担金が時効消滅となった。
- (2) 職員においては、懈怠行為等により、重大な過失を招く結果となった。

3 請求する措置

- (1) 山本市長は、長の責任を十二分に負わなければならないため、平成24年度から平成30年度までの時効債権84,911,188円の賠償義務を有するから請求を求める。
- (2) 平成13年度から平成23年度までの時効債権14,132,474円を各年度の 市長及び関係職員に賠償義務を有するから請求を求める。

第3 請求の受理

平成31年4月26日付けで提出された職員措置請求書(住民監査請求書)(以下「本件措置請求書」という。)については、監査委員会議において審査した結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1

項及び第2項に規定する要件を満たしているとして、令和元年5月14日付けで これを受理した。

また、自治法第242条第1項において、住民監査請求に際して添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から下記の書面が提出された。

- ・ 《お詫び》国営土地改良事業分担金の時効消滅について
- ・ (報道発表資料)国営土地改良事業分担金について
- ・ (経済建設常任委員会調査会資料)国営土地改良事業分担金について
- ・ (全員協議会資料)国営土地改良事業分担金について
- ・ 《補足資料》益田地区国営総合農地開発事業の概要について
- 歴代市長一覧表
- ・ 国営土地改良事業における時効により消滅した債権状況表

第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施した。

監査の対象部署
 産業経済部農林水産課

2 監査の実施方法

(1) 請求人からの陳述の聴取等

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を令和元年5月27日に与えたところ、請求人が出席され、陳述及び補足の書面が提出された。なお、その書面は、本件措置請求書に記載している内容であった。

(2) 関係職員からの陳述の聴取等

自治法第242条第7項の規定に基づき、関係職員からの陳述の聴取を令和元年6月3日に実施したところ、産業経済部長、同農林水産課長、同課長補佐、同指導主任が出席し、陳述の聴取を行った。

また、請求人からの主張に対する関係職員からの説明等を記載した書面(以下「本件説明書」という。)が令和元年5月24日に提出された。

3 監査対象

本件請求においては、次のことを監査対象事項とした。

国営土地改良事業分担金(以下「分担金」という。)が時効により消滅したことが、職務怠慢、懈怠、職務不履行等による重大な過失によるものかどうか、それに伴う市長及び関係職員らの損害賠償義務について

第5 監査の結果

本件請求について、自治法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得た。

1 主文

本件請求を棄却する。

2 認定事実

監査対象に係る事実について、請求人からの本件措置請求書、請求人の陳述、 請求人からの提出された証拠、関係職員からの本件説明書、関係職員の陳述、 監査委員による調査に基づき、下記のとおり確認した。

- (1) 分担金は、自治法第224条に基づき、公法上の徴収金となるので、法令上、"国税滞納処分の例による"等の規定がある債権、いわゆる自力執行権がある債権に該当する。
- (2) 地方税法第18条第1項の規定により、租税の徴収権は、原則として法定 納期限から5年間行使しないことによって時効により消滅する。また、同 第2項の規定により、納税義務者の時効の援用を必要とせず、またその利 益を放棄することもできず、絶対的に消滅するので、債務追認をすること ができない。
- (3) 以上の事由により、民法の規定(第145条・146条)の徴収権の消滅時効は適用されないものと解する。

3 監査委員の判断

監査により確認された事実関係に基づき、本件措置請求書に対して次のよう に判断する。

分担金が時効により消滅したことが、職務怠慢、懈怠、職務不履行等による 重大な過失によるものかどうか、それに伴う市長及び関係職員らの損害賠償義 務について

(1) 本監査対象事項について、徴収簿、納付一覧、交渉記録等の関係書類の提出を求め、関係職員の事情聴取を行い、監査を実施した結果、時効消滅となった分担金は、平成13年度から平成30年度において、99,043,662円であった。時効消滅が発生した原因は、時効の中断の解釈の誤りによるものである。この時効中断の解釈の誤りについては、基本的な知識不足を露呈したものであり、専門的知識を十分に習得するとともに、収納事務や時効管理などを総合的に管

理できる体制の整備を図る必要があると認識した。

分担金の収納処理は、自治法第148条及び第149条に基づき、市長(歴代の関係市長を含む)は、必要な予算措置や人員の配置を通じて市を統括、代表してその事務を管理、執行する管理監督者の責任は果たしている。よって、職員に対する指導・監督を懈怠していたという事実は確認することはできないので、市長の執務執行について重大な過失の存在は認められない。

- (2) 関係職員については、未納の分担金について、毎年督促・催告を行っていたが、この作業のみで時効消滅はしないものという認識のまま、強制処分や一部納付、納付計画書の提出等の時効中断のための適切な手続きが行われなかったケースで消滅時効を成立させてしまったことが最大の原因であり、故意に行ったものではないと思料する。また、現状においても差押え等も行っていることからも職務不履行等にはあたらないといえる。
- (3) 以上の事由より、請求人が主張する分担金時効消滅に関する損害賠償請求 については、市長(歴代の関係市長を含む)や関係職員らに違法な「怠る事実」があるとはいえないと考える。

4 結論

以上のことから、本件において、平成13年度から平成30年度までの時効 消滅した債権について、「怠る事実」があるとはいえず、請求人の主張には理由 がないものと判断する。

よって、主文のとおり決定する。

【監査結果に付する意見】

本件請求に対する監査結果は、前述のとおりであるが、限られた人員で農林事業・土地改良事業等の業務を行わなければならない中、また国営土地改良事業そのものが半世紀も前に行われている実情では、分担金の全額徴収を求めることは相当な困難が伴われると考えられる。しかしながら、分担金納付意欲の低下を招かないような処置をする必要があることはいうまでもない。この点について、重く受け止め、分担金の収納に係る業務をより適切に処理するため、これまでの処理方法について精査、検討を加え、改善策を図られるとともに、リスク管理機能を充実させ、収納に向けた取組を積極的に進めることを付言する。